

教習期限等、各種期限の延長について

4月14日警視庁運転免許本部より通達がありましたので現時点で判明していることを整理してご報告させて頂きます。

① 教習期限

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定等に基づき、指定自動車教習所の施設が一時閉鎖されるなど、教習を一時中断せざるを得ないような事態においては、教習期間の算定から当該中断に係る日数を除外するものとする。」と示されたことから、現時点で当校につきましては **4/11～5/6までの計26日間延長されることとなります。**

例:4月12日が教習期限 ⇒ 5月8日まで期限延長

例:5月1日が教習期限 ⇒ 5月27日まで期限延長

※営業再開日(5/7予定)から26日間ではありません。あくまでもご自身の教習期限から26日を加算した日数となりますのでご注意ください。

尚、本措置の運用期間はあくまで「指定自動車教習所の施設が一時閉鎖されるなど、教習を実際に受けることが不可能な期間」に限定しておりますので、**新型コロナウイルス感染の懼れから等、教習所へ行かなかつたなど他の事態の理由による適用はできません。**

② 仮免許期限

仮免許の有効期限は6ヶ月とされておりますが当該期間の末日までに運転免許試験場に申請があれば仮免許証の裏面備考欄に新たに**有効期間を延長した運転可能期間**が記載されます。

運転可能期間は、当初の仮免許の有効期間が経過した日から起算して緊急事態期間(**4/8～5/6 計29日間**)を加えた期間が経過するまでの間となります。

※上記のことから、**延長を希望される方は試験場への申請手続きが必要となります**ので、仮免許証の期限が切迫されている方は当校にて代理申請を行いますのでご相談ください。

例:4月20日仮免許期限 ⇒ 5月19日まで期限延長

例:5月31日仮免許期限 ⇒ 6月29日まで期限延長

尚、仮免許証の期限切迫に関しては教習所に通える頻度等により個人差がありますので、ご自身の期限をよく確認し、仮免許期限の1週間前までに代理申請のご相談をお願いします。

③お問い合わせについて

教習期限、仮免許期限等のお問い合わせは**13:00~15:00**の間にお電話にてご対応させて頂きます。

TEL:042-526-3551

それ以外の時間帯は留守番電話になっておりますのでご注意ください。

今後の詳細につきましては、隨時HP(お知らせ)にて掲示させていただきますので、ご確認ください。

トヨタドライビングスクール東京